

箱根町新財源確保有識者会議第3回会議報告書

日 時：平成27年8月25日（火曜日）14：00～16：20
 場 所：箱根町役場本庁舎4階 第1・2会議室
 出席者：【箱根町新財源確保有識者会議】
 西本靖宏座長、伊集守直委員、北村幸弘委員、
 嶋矢剛委員、湯浅孝司委員
 【箱根町】
 川口特定政策推進室長、栢沼企画課長、吉田財務課長、
 伊藤特定政策推進室主幹、辻満
 【委託業者】
 (株)浜銀総合研究所地域戦略部 士野部長、馬目主任研究員
 丸山研究員

【会議概要】

1 開会

事務局

それでは、箱根町新財源確保有識者会議を開催させて頂く。
 本日は、足元の悪い中、また、会場が変更となりご迷惑をお
 かけしたが、会議に先立ち資料の確認をさせて頂く。

今回の会議資料については、「会議次第」、「委員名簿」の他
 に4点送付している。「資料1 新たな財源確保に向けた取組み
 の町民等への説明状況について」、「資料2 アンケート集計結果
 （速報）」、「資料3 新財源確保に向けた考え方について」、「資
 料4 第2回新財源確保有識者会議の補足資料」を配布している
 が、資料の過不足はないか。

早速であるが、議題に移ることとする。議事の進行は、箱根
 町新財源確保有識者会議設置要綱第5条により、座長が議長と
 なることから、以降は、西本座長に議事進行をお願いする。

2 座長あいさつ

西本座長

皆さん、今日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
 前回の会議では、箱根町の中期財政見通しの説明があ
 り、今後毎年度9億円前後の財源不足が見込まれている一方、
 歳入歳出を見直ししたとしても4千万円程度しか財源不足の

解消にならないということで、それ以外の財源を探す必要があることをご理解いただいたかと思えます。

本日の会議では、まず第1にこのような厳しい財政状況について、町から町民等への説明状況について説明頂き、次に、この会議の本題である新財源の確保に向けて、どのように考えていくのかについて事務局から説明を頂くという順序となっていますので、本日も委員の皆さんには活発な意見を頂ければ幸いです。

3 議題

(1) 町民等への説明状況について

事務局から資料1「新たな財源確保に向けた取組みの町民等への説明状況について」により、4月以降に実施した町民等への説明状況と今後の予定、さらに7月に開催した財政状況説明会における主な提案内容について説明した。

また、資料2「アンケート集計結果(速報)」をもとに7月下旬に財政状況の認知度と新たな負担への理解度に関して実施したアンケート調査の結果を説明した。

西本座長

委員の皆さん何かご意見、ご質問等があればお願いします。

伊集委員

資料2の7ページの間3の公債費の増加について、「町の公債費が大幅に増加していることをご存知でしたか」とあるが、どの時点からどの時点の動きか、回答者に伝わっているのか。

私の印象では、近年はピークを超える減少傾向にあると理解しているが、どの程度の期間を念頭に置いて質問しているのか。

事務局

アンケートでは、前回の有識者会議で説明した中期財政見通しの概要版と、現在町のホームページに掲載している町の財政逼迫要因を整理した資料を同封したうえで回答をお願いしている。

公債費については、20年前の平成6年度は4.1億円であり、ピークは平成18年度の12.2億円と現在は9.4億円と減少しているが、20年前と比較すると約2倍となっているので、公債費の負担としては増加している意味で設問している。

伊集委員

誤解も生まれやすい部分であると思うので、そのような動き

が伝わっているのであれば、良いと思う。

嶋矢委員

資料1の説明会の質疑は全て拝見したが、特に8ページに公共施設の質疑が二つある。前回の有識者会議でも公共施設の見直しを開始していると聞いているが、これまでの有識者会議では、マクロ的というか要約された資料で説明を受けているので赤字の程度があいまいであったが、さくら館や総合体育館など個別に維持管理費と収入等を具体的に回答しているのは、赤字の程度が具体的にわかるので、町民への説明としては、良いと思う。

特にNo.57の回答にあるさくら館の収入が430万円で、支出が人件費を除いて約1億円なので、人件費を考慮すると実質的にもう少し多いと思うが、このように施設単位で収支状況を具体的な数字を用いて説明すると、この財政の危機的状況で、待ったなしの現実的な取組みに結びつきやすいと思うので、町はこのような説明を前向きに進めて行った方がよいと感じた。

特定政策推進室長

説明会において公共施設に関しては、前回の会議で説明したとおり、公共施設白書・公共施設見直しに係る基本方針を策定している状況であり、今後、具体的な見直し作業を行うが、長期間の取組みになるので、進捗状況を見守りたいという回答をしている。

また、さくら館は、前々から温水プール整備の要望があり、平成14年度に宮城野地域に総合保健福祉センターとして整備したものである。利用されない町民の方から見ると、新しい施設でありながら多額の費用がかかっているという点でNo.57にあるさくら館と国体に向けて整備した総合体育館は、批判的になり易い状況である。

実際には、費用と収入が逆転して収入が増える事は考えにくいですが、それぞれ重要な役割を担っている公共施設であることを理解してもらう必要があると考えている。

公共施設の見直しでは、この二つの施設について質問を頂くが、現在の利用度を説明しつつも、必要度も訴える必要があるとともに、体育館については、前々から運営方法も色々指摘を頂いているので、そのような点も含めて説明方法を検討していきたいと考えている。

北村委員

総合体育館について関連して確認したいが、第3セクターの

箱根町文化・スポーツ財団に委託しているのか。箱根町が直接、管理運営しているのか。

特定政策推進室長

町では17施設に指定管理者制度を導入しているが、総合体育館は、直営で運営している。

ただし、体育館の事務所の中には、文化スポーツ財団が入居しており、夜間も開館しているので運営の一部委託をしているが、運営主体は、館長を含めて町の職員が3名配置されており、町が直接行っている。

北村委員

総合体育館を町から補助金等を出して文化スポーツ財団に全面的に管理運営を委託するのは、難しいのか。

特定政策推進室長

総合体育館は多額の管理運営費を要しているが、夏を中心に近隣の宿泊施設に宿泊して合宿をするなど観光面でも重要な施設なので、議員から完全民営化の意見を頂いている中で、町としても指定管理者も含めて運営方法を検討する必要があると考えている。

ただし、文化スポーツ財団側としては、文化・スポーツの振興という本来の役割がある中で、体育館の運営も受託できる状況ではないことも考慮する必要がある。

なお、今年度、指定管理者は5年毎の更新時期に当たるので、体育館の扱いについて検討の課題にあがる施設であると考えている。

北村委員

説明会の中で人口減対策について、色々な意見が出されていたが、定住化という観点から見ると他団体のホームページでは補助制度の周知など、色々な工夫をされているようである。私の記憶違いかもしれないが、町のホームページでは、定住化に特化したページが見られなかったように思うがその点はどのように考えているのか。

企画課長

町のホームページ上で定住化に的を絞った形で打ち出しているコンテンツは、現在ありません。ただし、例えば、空き家バンク関係や個人住宅取得時の補助金など、個別の施策は掲載している状況である。

ご指摘のとおり、これまで定住化という観点で集約した情報発信が十分できていない部分もあるので、現在、地方創生の関

係で新たな施策を打ち出す検討もしているもので、それも踏まえてホームページの掲載内容を変更していく必要があると考えている。

特定政策推進室長

地域説明会においても人口減を踏まえて、定住化に関する多くの質問等があった。

その際は、企画課長の説明のとおり、町としては定住化政策、例えば、小児医療費助成や高等学校通学費補助など、先進的な県内でもトップクラスの施策もあることを周知しているが、ただ残念ながら効果が上がっていないという回答をしている。

さらに、このような状況なので定住化施策について町民から意見頂きたいと逆に伺っている状況である。

企画課で若手職員を対象に定住化促進プロジェクトチームを立ち上げて三つの班に分かれて検討を行い、先日、その結果のプレゼンも行っているが、生活に不便な面があるので住民が増えない部分があり、私も地元の方と子供もなかなか戻ってきませんねと話す機会もあり、大変な課題であると思っている。

嶋矢委員

説明の中で幼稚園と保育園の話があったが、私は川崎市出身であるが川崎市は待機児童が問題となっており、主婦等の方が、自宅で少人数の保育を行い、その運営費に対し市から補助金が出ているようである。

それがベストではなく、本来は幼児期になるべく多くの子供もと触れ合う方が情操教育には良いと思うが、状況によっては、他の市町村で実施している事例を取り入れる余地もあるのではないかと。

説明会の質疑を見るとシロアリ対策など保育園の建物に費用がかかる一方で園児数を見ると、1桁の人数の保育園もあるので、そのような事例も比較の中で検討する価値はあるのかなと感じている。

特定政策推進室長

都市部とは異なり、本町では待機児童がないので、その面では環境は良いのではないかと考えているが、本質的には、今ご指摘いただいたとおり、預ける環境、これを一番優先したいと考えている。

この面では、本町は認定こども園も制度が創設されてからいち早く整備し、現在では認定こども園が2園ある状況である。

説明の中の、温泉幼稚園と宮城野保育園の問題については、

当初の構想では、温泉地域と宮城野地域の幼稚園と保育園を統合して中央幼児学園を整備することも検討されたが、平成20年の学校統合時に、地域が寂しくなるので文教施設は地域に1つは残すことを町長公約とし、温泉幼稚園は、学校統合時に廃校となった小学校に移転して活用し、宮城野地域には古い保育園を維持しているなか、この2つの地域間の問題が解決せず整備を断念した経緯がある。

そのような状況の中、宮城野地域の老朽化した保育園を建替える計画があり、温泉幼稚園に通っている方は非常に少ないので、温泉地域の文教施設が将来的に無くなってしまい、疎外されてしまうのではないかも危惧しており、保育の環境面ではない地域間の問題が、財政状況説明会で多数の意見に繋がったのではないかと感じている。

この問題は、財政状況の問題から外れている部分もあるので、担当課で地域から出された要望書に対して9月3日に回答の説明を行う予定であるが、個別に対応を行う必要があると考えている。

西本座長

無ければ、これでご理解いただいたということで先に進めて行きたいと思います。

(2) 新財源確保に向けた考え方について

事務局から資料3「新財源確保に向けた考え方について」により、新財源確保に向けた考えられる主な手法と町の考え方について説明した。

西本座長

委員の皆さん何か質問等ございましたらお願いいたします。

湯浅委員

5ページの表4は、非常にわかり易くて、これにより固定資産税が一つの大きな候補になることは、説得力があるが、一方で町民の理解や負担感という視点がないので町側の視点で評価しているという印象を受けた。

特に町民への説明にあたっては、7ページの2)①の前回会議で伊集委員から指摘があった、どのような部分で費用がかかり、それをどのように負担していただくのかの説明と上手く兼ね合わせて町民の方に説明し、理解得て行く方が良いのではないかと感じた。

特定政策推進室長

説明会での意見や、先ほど説明したアンケートでも多くの方から記述意見を頂いたが、まず、人件費を含めた歳出削減により身を切るべきという意見が多い状況である。

これは、想定していたが改めて厳しい意見であると感じているので、10月の説明会では、なぜこれ以上削減できないかの答えを持って説明に行く必要があると考えている。さらに、新たな財源負担の説明にあたっては、今指摘のあった部分の説明は最も重要な部分であり、住民の方には、納得が得られないまでもしっかりとした説明を行う必要があると考えている。

なお、今回の取組みに関する情報提供については、この有識者会議の結果もホームページで公表しており、7月の説明会の質疑結果も同様に公表しているとおり、原則としてオープンな形で議論を進めて行きたいと考えている。

北村委員

資料3の説明を聞いて、雑駁かもしれないが、歳出の面から見ると防災救急、下水道、ごみ処理の3件が、色々な意味で財政的に圧迫している主な要因ではないかと感じており、新財源の検討の前に行政でどのような取組みが出来るのかという点も重要であると感じている。

歳入確保の面では、重複する部分もあると思うが、税目の新設なのか、既存税目の税率改定なのか、法定税か法定外税か、段階的に引き上げる税率を考えるのか、また、先ほど出たが、恒久財源なのか一定期間の限定的な財源なのか、複数税目の組み合わせなのかなど、かなり色々な部分で検討をする必要があると感じた。

特定政策推進室長

本会議の本来の目的である財源不足の対応策については、すでに内部検討を行っており、本日ある程度の具体案を示す必要があるのではないかについても議論してきた。

既存税の超過課税か、法定外税かなど、歳入はある程度、検討を行い具体策の概要を提案できる状況にあるが、それ以前に歳出削減が本当にこれ以上できないのかという点では、まだまだ努力する必要があると考えている。

しかしながら、これまでの有識者会議で説明したとおり、町では財政状況の悪化から、長い間、人件費や組織の見直しも含めて色々な取組みをしており、今後は大幅な歳出削減はできず財源不足額が賄えないと考えている。

そのような中では、北村委員の指摘のとおり、これを対外的にどのように説明するか、これまで歳入が減少してきたなかで歳出削減を行ってきたと言っても、まだまだ理解頂けない点をどう説明していくのかというのは、相変わらずの課題だと考えており、町民説明にあたっては、もう少し理論武装をする必要があると考えている。

以前も説明しているが、議会においても特別委員会を設置し、現状は歳入と歳出で分科会を設けてそれぞれ、歳入歳出の状況を調査・研究されているようである。

そういった点では、歳入の調査状況は、ある程度想像がつくが、歳出は、かなり細かな部分も調査しているようであり、これを削減すると住民生活に重大な影響を及ぼすとか、サービスが低下し過ぎることもあり、議員もなかなか歳出削減に切り込むことが難しいと伺っている。

最終的には議会に諮るため、議会の特別委員会の状況も踏まえながら、取りまとめを行う必要があるので、歳入確保なのか歳出削減をさらに行うか、もう少し検討を行う必要があると考えている。

このようなことから第3回有識者会議では、まず、新財源確保の方向性について議論していただき、その後具体案を提案したいと考えているので、ご指摘の点は、次回の有識者会議の提案に反映するようにしたいと考えている。

特に私も目から鱗だったのは、伊集委員からご指摘いただいた町外の町税収入がこれほど多い中、歳出をどれだけ住民のために使っているか分析すると、明確に分けることは難しいが、北村委員の指摘のとおり、消防、ごみ処理、下水道など、そういった観光客への費用が相当かかっているのは、紛れもない事実なので、この部分を分析した上で、説明を行ってきたいと考えている。

嶋矢委員

この資料は良くまとまっているのではないかと思います。

今説明のあったとおり、この会議で歳出の分析も並行して検討しつつ、財源確保策を先行して進める必要があると整理しているかと思うが、その際は、税負担をお願いしていくことになるので、7ページの方針にあるとおり、②の町民説明を行う中で①の負担のあり方も検討するとしている。

この際、住民を一括りにしているが、理想かもしれないが、なるべく負担感というか負担能力をいうと大げさかもしれない

いが、そういう面から説明を補足すると特に今後、町民の方に、具体的な説明を行っていく中で、受入れ易い面が出てくるのではないか。

新たな税負担の話をする、まず、自分が負担するのかわからないのかを突きつけられる感覚があると思うが、例えば固定資産税であれば本人が負担するか負担しないか、その追加負担をしてもよい額かわかるので、そのような意味では固定資産税は、結構、良い選択肢でもあると思う。

表4では①から⑦までの区分で評価しているが、さらに負担能力的な面でも固定資産をお持ちの方は、財産を所有している意味で負担を少しお願いできるのではないか、そのような面も含めて検討していただければなと思う。

特定政策推進室長

実は負担感という点で、1番困っている点は、住民の方も含めて、ご自身が払う負担感、観光客から取る負担感、多分これが最後の分かれ道になるのではないかと考えている。

その理由は、本町の入湯税は不均一課税となっているが、これを上げる場合、観光事業者としては入湯客の負担となるので観光客が減少し商売に影響が出ると考える一方、固定資産税のように直接の税負担を求められる場合は、逆に観光事業者は、観光客から負担を求めればという意見が出てくるので、そのような負担感、誰が負担するのかが大変難しい話になると考えている。

過去に携わった法定外税の検討では、自動販売機に課税するとか、観光船やロープウェイなど乗り物に対する課税のほか、美術館に課税をしたらどうかなど検討を行った。

その他、コンビニの袋や道路の通行に課税できないかなど、色々な検討は行ったが徴税や増収規模の問題もあり、いずれも実施には至らずアイデア倒れの部分もあり、年間2,000万人の観光客を対象とする中で何のために負担を求めるのか、誰が負担するのかという点は、究極の議論になりそうな気もしている。

そのような点では、住民の代表である議員としては、反対する可能性もあるが、先程の負担感という面に戻すとこの部分はもっとも重要な部分であるし、説明が難しいところなので、支払うという意味の負担、どうしてもやらなければならないという意味での負担、これは整理をする必要があると考えている。

伊集委員

ご説明ありがとうございました。

資料3の5ページで整理して頂いた表4の評価について質問させていただきたい。西本座長の前で私が税の事を話すのも憚られる部分があるが、評価は税の一般的な性質として評価しているのか、あるいは箱根町の現実の税収の動きなどを加味しているのかというと、後者を意識して評価しているという理解でよろしいか。

そのうえで、なぜ評価が◎、○、△なのか難しい部分があると思うが、いくつか気になる所がある。例えば収入の安定性を見た時に、個人町民税が△で固定資産税は◎となっている。

箱根町のこの二つの基幹的な税目の収入は、どちらも減少傾向にあり、個人町民税の方が減少の割合の方が大きいかと思うが、一方で一般的な面も含めると個人町民税は、一般的には比較的収入の安定性が高いという評価がなされており、これらを踏まえた時に△と◎ほどの差があるのか。なかなか難しいが、個人町民税は○くらいはあるのではないかというふうな感覚があるがいかがか。

さらに6ページの応益性の説明であるが個人町民税と法人町民税は、その性質から応益性が低いと評価したとあるが、その根拠は、どこにあるのか教えていただきたい。

特定政策推進室長

町民税は減少しているものの、安定しているという見方もあるが、本町の場合、過去には高額納税者が転出された際の減収が大きいという点がある。意外と高額納税者の方は、別荘を所有し一時的に転入してくる場合もあるが、その内訳はリタイヤした方が多く現役の方ではないので、逆に1人の高額納税者に頼る時期もあったという点では、案外不安定な税ではないかと考えている。

また、課税が把握できるため翌年の収入を想像しやすいけれども、県内でも非常に所得の低い現状では税の性質上安定はしているが、本町の課税対象としては、一部に偏っているところもあり、少し低い評価としている。本町の場合、固定資産の割合は、大変高いのでその◎と比較したらどうしても○よりは△と考えた。

応益性についても、この中で言えば、低いというのは、言い過ぎな部分も感じるので、適正でなければ、修正をさせて頂きたい。

伊集委員

箱根町の特徴として一部の高額所得者に依存していることが不安定の要因であれば、その内容を書き加えておいたほうがいいのかと思う。

日本の場合、一般的には地方自治体レベルで都道府県も入れて法人2税の不安定性は、ずっと問題視されてきたわけなので、それを念頭に置くと個人住民税と法人住民税の安定性がともに△のはずがないというのが一般的な理解だと思う。

そのような意味では一般的に個人と法人を比べれば、個人町民税の方が安定性はあるというのが一般的な考えになると思うので、ただし、箱根町の事情があるのであれば、付記して示すべきではないかと思う。

応益性の観点で言うとむしろ最近、特に個人町民税の方は、応益性を重視して拡大させていこうという方向で、特に2000年代以降の三位一体改革での税源移譲の流れで、これまで累進課税だったものを比例課税にしている。

その背景は、より自治体の対人社会サービスに対するサービスの増加が見込まれる中で、それらのサービスを社会化する、例えば介護や保育、子育てを社会で担うことで、個人の負担、あるいは家族の負担を解放することにより、特に若い世代では就業に移れ、特に女性などは子育てに時間を取られている時間を保育が充実することによって働きに出ることができる。

その部分をそれらの人が稼いだ所得で税として納めてもらうという分権化のもとでの住民税の応益性に注目して税源移譲されていったという理屈なので、そのような経緯を踏まえて町民税は、そういう意味での応益性というものは、しっかりと評価する必要があると思う。

さらに固定資産税であるが、固定資産税と都市計画税が公共施設やインフラからの受益性が高いと整理しているが、たぶんこの2つは別物で、固定資産税はむしろ町民の方の持っている固定資産から税を取りその方々の財産を保護する。

要はその人たちが経済活動を行う前提としての財産を保護することにおいて応益性があるというのが、一般的な整理になり、これまで地方自治体の税目としては、重要な税目であるという位置づけがされてきたと思うので、そういう意味では、この部分の説明で固定資産税が公共施設やインフラからの受益が高い表現は整合的でないと思う。

同じ部分で入湯税は目的税であり応益性が高いとあるが、これは収入と支出が特定化され目的税化しているので応益性が

高いと読めるが、ただ必ずしも目的税で収入と支出を結びつけると直ちに応益性が上がるかという点、必ずしもそうではない。今日説明のあった神奈川県や横浜市で実施している水源環境保全税やみどり税は、個人住民税に超過課税し、基金や特別会計を設けて目的税化して環境政策のために使っている。

この理論で言うと、資料において応益性が低いと評価している所得課税でも、それを目的税化した場合、直ちに応益性が上がることになるので、ここはむしろ入湯税は、温泉の利用客から税を徴収して、それを、自治体によって異なるが、観光施設の維持管理など使う目的を限定すると応益性が高まるということになるはずである。

ここで少し難しいのは、税としての応益性が高まるというよりも、税を特定財源とすることによって、ある種料金に近いような形に近づけて利用客とその人が受ける便益に近づける形なので、実は入湯税と都市計画税で◎にされている応益性と個人町民税・法人町民税・固定資産税の普通税として徴収する税としての応益性はちょっと性質が違う所があるので、もう少し丁寧に説明した方が良いのかもしれない。

この部分を応益性という言葉で説明するとちょっと話が混乱してしまうところがあるので、そこの整理も少し必要ではないかという印象を受けました。

特定政策推進室長

我々の理解が足りない部分があり、適当な項目設定ではない部分もあるようなので教えていただきながら、この部分は、修正していくことで宿題にさせていただきたい。

先ほどの住民税の話も本町の税構造の面ばかりを考えていた部分があるので、入湯税の評価や固定資産税も確かに指摘のとおりだと思うので、再度検討し提示させて頂きたい。

伊集委員

わかりました。

西本座長

私からもこの点について発言したいと思います。

租税の世界では応能性・応益性については、国税については応能性を重視し、地方税は応益性を重視する方向で税を組み立てるとというのが一般的な見解となっています。

先ほど伊集委員が言われていたが、地方税における町民税は、基本的には応益性があると一般的に言われていて、国税の方は累進税なので応能性だと区分されおり、応能性・応益性を

区分して評価することは、それほど重視しなくても良いのではないかと思います。

ただし、やはり地方税なのでなるべく均一課税的なものの方が良く、広く薄く税を取ってサービスを提供するのが地方税のあり方だと言われているのでその観点で考えていただくのがよいと思います。

この③④について評価・判断が難しいと書いてありますが、本当に難しい部分なので、③④については、見直した方がよいのではないかと思います。

特定政策推進室長

質問をしてよいでしょうか。町民税の方は、説明がよく分かりましたので勉強させていただきます。

本町の固定資産税の場合、事業用資産が非常に多いという点では他市町村と若干異なる部分があり、この辺の応益性や応能性の観点では、どう考えたら良いのか。

というのは支出側を見ると観光関係にかかる費用が大変多いので、税を使う目的として考え方を整理する必要があるかと思うがどう考えればよいか。

西本座長

固定資産税については、色々な意見があり、なかなか統一したものはありません。基本的には、行政サービスが良ければ、それだけ固定資産の価格は上がるということが1つの理由づけとされているので、そのような意味では観光事業者が事業を行う場合に観光に関するサービスが良いから、それだけ評価額が高いということで一応理論づけは可能になるかと思います。

伊集委員

行政サービスに対してどう対応するかの話をする時に、税と料金の議論が少し混同することがあるが、最初に整理すべきなのは、税は強制的に無償で徴収するものなので、いくら多くの税を負担しても、それに見合うサービスを要求する権利が発生するわけではないことが税の基本的考え方となる。

当然、国によって、イギリスのように地方自治体は全て財産課税のみの国もあるし、スウェーデンのように個人所得税しかない国もあるので必ず固定資産税で取らないといけないとか、この部分は所得課税しないといけないということではなくて、所得税しかない国は、全てを所得税で取っているだけである。

日本の場合は非常に地方税の税目が多い中で、先ほど申し上げた税の性質を基本としながらも、その中でどのような税目を

活用していくかのレベルの議論になった時に、どのように組み合わせるのが合理的かという議論をしていくべきである。

その際、今後の行政サービスを増やす方向である場合に、固定資産税を採用する方が、対応関係としては、合理的に説明できるという場合に、その税目を選択すべきだと考えられる。逆に、(箱根町で)固定資産税をどんどんあげて仮にその住民サービスのみを充実した時に、土地や別荘を持っている人が何で私たちの税金をあげて町民サービスばかり充実しているのかという批判は出て来る可能性がある。

税の場合は、別にそうですけど、何か問題ありますかと言い切っても良いが、より合理的な説明を考えることも理解を得るという意味では必要になるという次元で、どういう組み合わせをすべきかの議論が重要になるということである。その中でサービスを向上することによって便益があがるという話が入ってくる。

特定政策推進室長

議論を混乱させてしまうかもしれないが、実は、新たな財源確保を行う際に、歳入確保の点では、行政ではまず本来は受益者負担として使用料などの適正化を先に行うべきと考えるが、その点の税負担と受益者負担の考え方についてはどう整理すべきか。

伊集委員

受益者負担の適正化をどう進めるかは、前回の会議で少し議論になったと思うが、箱根町が公共サービスをどのように提供するかの判断によるので、受益者負担化できるものはすれば良いと考えると、多分何でも可能になり、極論すると教育でも可能と思われる。

そこは、受益者負担としてどの部分が増やせるかという議論よりも、まず町自身が、住民に医療や体育館などのサービスをどのように提供し、その負担をどう扱うか。料金化して直接使用する人から個別に徴収する方が公平なのか、多くの人に利用してもらえるように料金を低く抑えたうえで税として徴収した方が公平なのかという、そこは町の判断なので、これは客観的にどちらが正しいということはない。

むしろどのようなサービスを提供するかという考え方を示さないと、結論は出ないという話だと思う。

西本座長

租税の立場から補足すると、租税の場合は基本的に対価性は

ないと言われていました。

租税として徴収するのであれば、使用料との比較で出てくる応益性は、より抽象的な対価性であって、具体的な対価性がないのが租税です。

ただし、地方税の場合は、より具体的な対価性が出てくるといふ応益性の話もありますが、租税で課すのであれば、対価的な考え方は余り考える必要性はなく、ある程度の対価的な考え方で良いということになります。

これに対して、対価を取れるものであれば、使用料のような形で取れば良いという話で、それは先程、伊集委員が言っていたように政策判断で取れるものから取っていきこうという考え方を取るか、租税で広く薄く取るかということになります。

したがって、今後、7ページにある新財源の導入に当たっての2)の①にあるどのような部分で費用がかかってという点については、観光に大きな費用がかかるから観光客から取るというふうに租税を考えるというのは一つの根拠になりますが、租税は、基本的には対価性のないものなので、そこは1つの考慮要素というか、理由づけぐらいに考えるべきであると思います。

本当に対価性を考えるのであれば、使用料などで取った方が良いということになると思います。

北村委員

今の話で、応能負担と応益負担これは二者択一ではないことも確かでしょうし、どちらかに比重を置くか置かないかというのはその行政の判断というような解釈ということでは理解してよろしいでしょうか。

西本座長

租税法の分野では、やはり地方税についても応能原則が大原則であるという見解が多いです。これは憲法の平等原則からするとやはり税金を負担する能力に応じて払うのが大原則で、地方税についても応能課税が原則だという意見が多いです。

その一方で、地方税についてはある程度の対価関係が見えるので、そこは応能原則を基本にしつつも、応益的な考え方を入れても良いのではないかというのが今のところの一般的な見解になります。

西本座長

他に質問は、よろしいでしょうか。

無ければ、新財源に向けた考え方について、ご理解をいただ

いたということで、先に進めて行きたいと思います。

それでは(3)その他について、前回の補足ということで事務局から説明をお願いします。

(3) その他

第2回有識者会議において意見のあった、町税徴収率の状況と、介護保険及び国民健康保険の財政調整交付金の状況について資料4をもとに説明した。

西本座長

この点について何かご質問はありますでしょうか。

伊集委員

資料を用意していただき、どうもありがとうございました。まさに、今、説明いただいたとおり、介護保険と国民健康保険も調整交付金が入っており、箱根町がどのような状況なのか知りたかったが、調整交付金が交付されているが、それで全国的に調整しきれているかということと実はそうでもない傾向がある。

そのような中で、町が独自に負担している部分があるのかという疑問があり質問したが、特に介護では、全国的な平均から見ると悪い状況ではないという結果のようである。

その場合、特に国保の法定外繰出しのように、独自に町の負担で保険料軽減を行うかどうかというような話になるので、先程の受益者負担ではないが、住民負担をどのように、町がカバーするか、税としてどれだけの財源が必要となるかに話が繋がってくるのかなと思いました。

特定政策推進室長

補足ですが、町税の徴収の関係で、実は町民税の徴収率が低いという説明の中で税務課としては、特別徴収を推進している。

結局、普通徴収の部分が住登外で課税されており、住所を移動すると捕捉が難しく滞納となるケースが大変多いので、特別徴収の義務化を進めている。

それは、国民健康保険にも同様の課題があり、小さな事業所が多く5人以上の本来であれば社会保険に加入すべき事業所も国民健康保険に加入している状況も見られるので、こういった点も国保財政の悪化というか、徴収率の悪化の要因ではないかなと考えている。

ただ、特別徴収への移行の成果が上がっているかという点で

は、まだまだ上がっていないと思っているが、このような課題もあることを補足で説明させていただいた。

伊集委員

1 ページ目の市町村民税課税において住民登録のないまま所在を転々とするといった場合に、例えば住民票を違う場所に置いていて、短期で箱根町に来て給料を貰い、また戻っていく場合の納税義務というのは、どこに発生するのか。

特定政策推進室長

地方税法の294条の第3項に基づく住登外課税は、本町では300人程度課税しており、事業所において住所を持って来ない箱根町で働いている状況で給与支払報告書の関係もあり課税をする状況がある。

近隣の市町村ではそのような状況が少ないので、給与支払報告書が送付され住所がなければ、課税しないことが見受けられるが、本町は観光業が多いので寮が整備されており、住所は持って来ていないが生活の基盤が本町にある場合に本来の住所地で通知を出して箱根町で課税するケースが数百人の単位である。

住民登録しないまま異動されるので、課税はしたけれども違う職場に移ってしまうと給与から徴収できてない場合、若しくは普通徴収に切り替わった瞬間に滞納になるケースが多くなる状況である。

本町の町民税は、もう一つ家屋敷課税を行っておりますので住民登録がないが、家屋を持っている方は、均等割を課税しているのも4,000件という点では、住民税の特徴と考えている。

西本座長

他は、よろしいでしょうか。これで全ての議題が終了いたしました。

4 閉会

西本座長

では最後に、次回の会議についてであります。9月11日の午後2時から4時となっております。

次回、事務局に用意してもらった資料で、何か要望等ありましたら、また、事務局の方をお願いしたいと思います。

無ければこれで本日の議題はすべて終了いたしました。

どうもご協力のほどありがとうございました。

